

## 議案第16号

川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

川崎市子どもを虐待から守る条例（平成24年川崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「保健師」を「歯科医師、保健師、助産師、看護師」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴い、子どもを虐待から守ることに関する責務を有する関係機関等に係る規定を整備するため、この条例を制定するものである。